

各県立学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

教育活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び児童生徒等の感染が判明した場合等の対応の更新について（通知）

県立学校における標記の対応については、「教育活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び児童生徒等の感染が判明した場合等の対応について（通知）」（令和 2 年 6 月 1 7 日付け 2 教体第 8 3 6 号）で示したところですが、今般、以下のとおり内容の追加・見直しを行いました。

- 県立学校の関係者が新型コロナウイルスに感染した場合の学校の対応に関するフロー図（別添③）を追加
- 文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」が改訂されたことを踏まえた内容の見直し

については、別紙のとおり通知しますので、引き続き、各学校における感染症対策に万全を期すようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、県内でも新規感染者数が増加傾向にあり、感染防止対策をより徹底していく必要があります。特に、学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要であることから、夏季休業明けに当たり、以下の点について、徹底をお願いします。

- 家庭との連携により、毎朝、自宅で健康状態の確認（検温等）を行うよう指導するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導を徹底すること。（別紙 1（2）①参照）
- 家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するよう指導し、検温及び健康観察等を行うこと。（別紙 1（2）②参照）

【本件担当】

教育庁教育振興部体育スポーツ健康課  
保健給食係 諸藤

TEL 092-643-3922 FAX 092-643-3926  
e-mail khokyu@pref.fukuoka.lg.jp

## 【県立学校】教育活動における感染症対策の徹底及び児童生徒等の感染が判明した場合等の対応について（8月17日時点）

### 1 感染症対策の徹底等

#### (1) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、こまめな手洗い・咳エチケットを徹底するよう指導する。
- ② マスクについては、感染防止の観点から身体的距離が十分とれないときは着用するよう指導する。また、公共交通機関を利用する場合はマスクの常時着用を促すとともに、会話を控えることなど感染防止について指導する。
- ③ 次の場合には、マスクを着用する必要はないことに留意する。この場合、換気を行う、可能な限り人との間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮を行う。なお、マスクの取外しについては、教育活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する。
  - ア 十分な身体的距離が確保できる場合
  - イ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日である場合
    - ※ 暑さ指数（WBGT）は環境省「熱中症予防情報サイト」（<https://www.wbgt.env.go.jp>）で提供
  - ウ 体育の授業の場合
    - ※ 詳細は、「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」（令和2年5月21日付け2教体第549号）を参照すること。
- ④ 教室等において換気を徹底することとし、授業中や休み時間など、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。また、エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行う。
- ⑤ 校内の清掃・消毒については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和2年8月6日改訂。以下「マニュアル」という。）第2章2（2）「③清掃・消毒」（P23～P26）を参照し、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果をとり入れる方法により実施する。
- ⑥ 食堂や図書館など大勢の生徒が集まる場所の利用にあたっては、昼休みを分散する等により一斉に利用させない、列ができる場所には床にマーキング等を行い間隔を空ける、椅子を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応を行い、児童生徒等同士の間に可能な限り距離を確保する。
- ⑦ 学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整えるほか、文部科学省通知（※）等を参照し、感染症対策に努める。
  - ※文部科学省通知
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて（通知）」（令和2年6月5日付け2文科初第382号）
  - ・ 「小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について（通知）」（令和2年8月6日付け2文科初第700号）
  - ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（最新版＝令和2年8月6日 Ver.3）
  - ・ 「教育活動の実施等に関するQ&A」（文部科学省ホームページ [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00032.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html)） など

## (2) 健康状態の確認及び発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

- ① 家庭との連携により、毎朝、自宅で健康状態の確認（検温等）を行うよう指導するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導を徹底する。  
※「健康観察シート」（別添①参照。類似のものを作成している場合はそれによる。）を配布し、記入・提出を求めるなど、児童生徒等の健康状態の確認を行う。
- ② 家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するよう指導し、検温及び健康観察等を行う。その際、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、保護者に連絡の上、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。また、帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、配慮する。
- ③ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、基礎疾患がある等重症化しやすい児童生徒等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、又はこれら以外の児童生徒等で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合のいずれかに該当する場合には、保護者に対して、最寄りの帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談するよう促す。（所在地ごとの連絡先については、別添②「福岡県内の帰国者・接触者相談センター一覧」参照。）
- ④ 同居する家族に③のような症状があるなど、感染の疑いがある場合は、症状が改善する等、感染症の疑いなくなるまで、児童生徒等に自宅待機するよう促す。
- ⑤ 上記①、②、④の場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができるものとする。  
なお、学校保健安全法第19条に基づく出席停止を行った場合は、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。

## 2 児童生徒等の感染が判明した場合等の対応

### (1) 基本的事項

- ① 児童生徒等が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合、若しくは同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校に連絡するよう、保護者に依頼しておく。その際、個人情報の取扱いには十分留意する。
- ② 児童生徒等が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合に備え、学校において保健所及び県・保健所設置市の衛生主管部局（以下「保健所等」という。）の窓口となる担当者を決めておく。

### (2) 児童生徒等の感染が判明した場合

※別添③「県立学校の関係者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応フロー」参照

- ① 児童生徒等本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、体育スポーツ健康課にその旨報告するとともに、学校関係者に濃厚接触者がいる可能性がある場合は、体育スポーツ健康課と協議の上、原則として、学校全体について学校保健安全法第20条に基づく臨時休業とする。
- ② 学校の再開については、濃厚接触者の検査の状況、校内の消毒の状況等を考慮して、体育スポーツ健康課と協議の上決定する。ただし、臨時休業の期間、範囲について、保健所等と相談の上、当該児童生徒等の学校内における活動の態様、接触者の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、県教育委員会において別途判断する場合がある。

<次ページへ続く>

## (2) 児童生徒等の感染が判明した場合（続き）

- ③ 当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止（治癒するまで）の措置をとる。また、出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- ④ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。
- ⑤ 学校の消毒等については、保健所より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示がない場合には、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、マニュアル第4章2（1）「③校舎内の消毒」（P48～P49）を参照し、校内の消毒を行う。
- ⑥ 保健所が行う当該児童生徒等の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。
- ⑦ 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

## (3) 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

- ① 児童生徒等本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- ② 当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止（感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間を基準）の措置をとる。また、出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- ③ 当該学校に係る臨時休業の必要性を判断するため、当該児童生徒等の学校内における活動の態様、接触者の状況等、臨時休業の必要性に係る判断材料を収集し、保健所に臨時休業すべきかどうか相談の上、体育スポーツ健康課と協議する。
- ④ 当該児童生徒等が検査を受け、陽性であることが判明した場合は、その後は(2)の取扱いとなる。
- ⑤ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。
- ⑥ 保健所が行う当該児童生徒等の経過観察に協力する。
- ⑦ 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

## (4) 児童生徒等の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

- ① 児童生徒等本人や保護者、保健所等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- ② 当該同居家族が、濃厚接触者として検査を受けた場合は、当該検査結果が判明するまで、自宅待機するよう指導する。その場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。  
その後、当該同居家族が陽性であることが判明した場合は、当該児童生徒等本人も濃厚接触者となる可能性が高いため、その後は(3)の取扱いとなる。
- ③ 当該同居家族について、濃厚接触者ではあるものの、体調に変化がないということで保健所から検査を案内されなかった場合についても、保健所の健康観察が継続する間は、自宅待機するよう指導する。その場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。
- ④ 出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- ⑤ 他の児童生徒等への健康観察を徹底する。
- ⑥ 保健所が行う当該児童生徒等の経過観察に協力する。

## (5) 教職員の感染が判明した場合の対応について

上記(1)～(4)の取扱いに準じるものとする。



## 1 県域保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

保健所名	所管市町村	電話番号	夜間・休日の連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市 大野城市、太宰府市 那珂川市	092-707-0524	福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号 092-471-0264
粕屋保健福祉事務所	古賀市、宇美町 篠栗町、志免町 須恵町、新宮町 久山町、粕屋町	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	糸島市	092-322-5579	
宗像・遠賀 保健福祉環境事務所	中間市、宗像市 福津市、芦屋町 水巻町、岡垣町 遠賀町	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市 宮若市、嘉麻市 小竹町、鞍手町 桂川町	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	田川市、香春町 添田町、糸田町 川崎町、大任町 赤村、福智町	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	小郡市、うきは市 朝倉市、筑前町 東峰村、大刀洗町	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市、柳川市 八女市、筑後市 大川市、みやま市 大木町、広川町	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市 苅田町、みやこ町 吉富町、上毛町 築上町	0930-23-3935	

## 2 北九州市、福岡市、久留米市の各市保健所（帰国者・接触者相談センター）の連絡先一覧

保健所名	電話番号	夜間・休日の連絡先
北九州市新型コロナウイルス専用 ナビダイヤル	0570-093-567（24時間対応）	
福岡市新型コロナウイルス感染症 相談ダイヤル （帰国者・接触者相談センター）	092-711-4126（24時間受付）	
久留米市新型コロナウイルス 相談センター	0942-30-9335（24時間受付）	

# 県立学校の関係者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応フロー

別添③

## 【プロセス1】学校関係者(児童生徒等・教職員)がPCR検査等(抗原検査を含む。)を受検

<対応>

- 当該児童生徒等については出席停止(教職員については症状が見られる場合は特別休暇(出勤困難休暇)、症状はないが、感染が疑われる同居親族等と接触した場合は職務専念義務免除)
- 体育スポーツ健康課に検査受検中の報告(別途送付した報告様式に、症状、発症日、検査に至った経緯等を記載)
- 感染が判明した場合に備え、業務執行体制、連絡体制を確認。
- 症状を呈した2日前(無症状の場合は検査日の2日前)以降の学校内外での活動状況、人との接触状況を把握。

【ケース1-A】陽性判明

【ケース1-B】陰性判明

体育スポーツ健康課に結果報告

## 【プロセス2】臨時休業を行うかどうか検討

<対応>

- 体育スポーツ健康課に一報を入れる。(判明が週休日や祝日の場合は、別途連絡する緊急連絡先に電話連絡する。)
- 保健所からの情報をもとに、以下の場合に応じ、体育スポーツ健康課と協議の上、臨時休業を行うかどうか判断する。

【ケース2-A】学校関係者に濃厚接触者がいる可能性がある場合(保健所と連絡が取れない場合を含む。)

【ケース2-B】当該学校関係者が長期欠席している等、学校関係者に濃厚接触者がいないことが明らかな場合(必要に応じ、保健所に確認)

臨時休業は実施せず、教育活動を継続  
※必要に応じ、校内の消毒を実施(プロセス5と同様)

## 【プロセス3】学校全体の臨時休業

<対応>

- すべての教育活動(課外授業、部活動等)を中止する。
- 臨時休業を行うことについて、速やかに一斉メール等の手段により児童生徒等に連絡する。
- 保健所(当該学校関係者を検査した保健所(基本的に当該学校関係者の住所地を管轄する保健所)又は学校を管轄する保健所)に連絡し、学校関係者における濃厚接触者の有無を聴取するとともに、濃厚接触者を特定する上で学校が行うべき作業及び消毒すべき箇所・実施方法について指示を受ける。
- 体育スポーツ健康課に当該陽性者の経過(発症時の状況、発症日、検査を受検するまでの経緯、陽性判定日等)、保健所とのやりとり、他の学校関係者における体調不良者の有無、学校の対応等を報告する。
- 教職員の出勤については、保健所等との連絡、消毒等のための必要最小限にとどめ、その他の教職員は在宅勤務とする。
- 必要に応じて、プライバシーに配慮の上、児童生徒等、保護者に文書配布等により、学校関係者に感染が判明したこと、臨時休業を行うこと、偏見・差別は断じて許されるものではないこと等を伝える。

【ケース3-A】学校関係者に濃厚接触者がいる、と保健所が判断した場合

【ケース3-B】学校関係者に濃厚接触者はいない、と保健所が判断した場合

保健所による濃厚接触者の特定、PCR検査等

## 【プロセス4】濃厚接触者のPCR検査等に関する対応

<対応>

- 濃厚接触者となった学校関係者への対応等について、保健所の指示に従う。
- 保健所により特定された濃厚接触者の人数、児童生徒等・教職員の別、属性(同一学級、同一部活動など)、症状の有無(有の場合、主な症状の内容や発症日)、検体採取日、結果判明予定日を体育スポーツ健康課に報告する。
- 検査結果が判明し次第、その検査結果を体育スポーツ健康課に報告する。

【ケース4-A】陽性判明

【ケース4-B】陰性判明(注)

## 【プロセス5】校内の消毒

<対応>

- 保健所からの指示がある場合はその指示に従い、特段の指示がない場合には、当該学校関係者の行動範囲等を考慮して、マニュアル※第4章2(1)③(P48~P49)を参照し、校内の消毒を行う。  
※文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~「学校の新しい生活様式」~(令和2年8月6日 Ver.3)

※必要に応じ、校内の消毒を実施(プロセス5と同様)

臨時休業の継続

学校の再開

※状況に応じ、体育スポーツ健康課と協議の上で、学校の一部(学級単位、学年単位)又は全部での臨時休業を継続する場合がある。

(注)児童生徒等が濃厚接触者に特定されPCR検査等で陰性となった場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間を基準として出席停止(保健所からの助言を踏まえ、健康観察を経た上で出席停止を解除)。(教職員の場合も同様)